◇◇◇　アイネス消費生活情報　No.８９　2013.１１.14　　◇◇◇
消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

************　◇◆　目次　◆◇　************

■　【注目情報】ご注意！　台所での事故防止

台所は火気、刃物や様々な家電製品を取り扱うため、思わぬ危険が潜んでいます。
そこで、台所で起こりやすい事故や火災についてまとめました。

【ガスコンロやＩＨ調理器の事故】
台所では、揚げ物調理中にその場を離れていて発火するなど、いろいろな火災の原因が潜んでいます。

【事例①　】ガスコンロのグリル内から発火
（原因）ガスコンロを使用しようとして誤ってグリルを点火したため、グリル内に溜まっていた油脂等が加熱されて発火

【事例②　】ＩＨ調理器で、なべ底が反っていたために発火
（原因）なべ底に反りやくぼみがあったため、温度センサーが温度を正常に検知することができなくて発火

【事例③　】ＩＨ調理器で、油量が少なすぎて発火
（原因）油の量が少なかったため急激に温度が上昇し、温度センサーが正確な温度を測ることができなくて発火

【事例④　】ＩＨ調理器で、汚れ防止マットを使用して発火
（原因）温度センサーが温度を正常に検知できなくなり発火

★アドバイス
◆調理中その場を離れるときは、必ず、ガスや電気のスイッチを切る。
◆グリル部分は、油脂が溜まらないよう清掃が必要
◆ＩＨ調理器は、反りやくぼみのない底が平らなものを使用する。
◆揚げ物調理時の油量は、取扱説明書に従う。

http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0480.pdf

【スライサーやハンドミキサーによる事故】
台所では、包丁の他にも、次のような器具で事故が起きています。

【事例⑤】**スライサーで、指先を切った。**
（原因）安全ホルダーを使わずに野菜をスライスしたため、手指が刃に接触

【事例⑥】**ハンドミキサーで指にけが**
（原因）電源プラグを抜かないまま、ハンドミキサーの刃の内側に詰まった材料を取ろうとしたため、除去後に刃が回転し手指に接触

★アドバイス
◆スライサーも刃物です。スライス中は、スライサーから目を離さない。
◆野菜を保持する安全ホルダーは、必ず使用
◆詰まりなど除くため調理器具に触れる時は、必ず電源を抜く。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen159.html

【電子レンジでの事故】
電子レンジは便利ですが、誤った使い方により、事故が起きています。

【事例⑦】**電子レンジの庫内から発煙し、庫内の一部が溶けた。**
（原因）庫内に食べ物などの汚れが付着していたため、汚れに電波が集中し炭化、発火

【事例⑧】**マグカップに入れた豆乳を電子レンジで加熱して取り出したところ、突然噴き出して顔にケガをした。**
（原因）長く温めたために過熱状態となり、飲もうとした際に突沸が生じた。

★アドバイス
◆庫内はこまめに掃除し、汚れたまま使用しない。
◆びんや密封容器を使用する際は、容器のふた等を外して温める。
◆食品や飲み物は、加熱しすぎないよう注意

http://www.nite.go.jp/jiko/poster/swf/022.html
http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0210.pdf

【カセットこんろの事故】
カセットこんろは鍋料理などに重宝しますが、取り扱いを誤ると火災の原因となります。

【事例⑨】カセットこんろからガスが漏れ、漏れたガスに引火して火災が発生
（原因）ガスボンベを正しく取り付けなかったために、ガスが漏れが発生

【事例⑩】カセットこんろを使用中に、ガスボンベが爆発
（原因）カセットこんろより大きい鍋を使用したり、カセットこんろを２台並べた上に鉄板を置いて使用したため、ガスボンベが加熱され、ボンベ内の圧力が異常に上昇

★アドバイス
◆ガスボンベは、指定されたものを正しく取り付ける。
◆こんろにあった大きさの鍋を使用する。
◆カセットこんろを２台並べた使用は絶対にしない。

http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0110.pdf

－－
☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347

－－

【消費生活に関するご相談は・・・】
☆ 市町村の消費生活相談窓口
県内すべての市町村に、消費生活センターや相談窓口が設置されています。
次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。
《 消費者ホットライン：０５７０－０６４－３７０ 》

☆ 県の消費生活相談窓口　　　※メールやファックスでは受付しておりません。
◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）
・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９
◇ 消費生活特別相談
・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９
◇ 食品表示１１０番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）
・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１６：３０
・ 相談電話：０９７－５３６－５０００

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」**の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

〇申込先　→　iness.csm@pref.oita.jp　　（メルマガ専用アドレス）

＝＝

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）
〒870-0037　大分県大分市東春日町１番１号（ＮＳ大分ビル内）
TEL：097(534)4034　FAX：097(534)0684
ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

＝＝